

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第28条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～22 省略 (給料の特例)</p> <p>23 <u>平成20年4月分から平成24年3月分までの職員(別表第1(その1)行政職給料表の適用を受ける職員に限る。)</u>の給料は、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による給料に、職務の級が7級の適用を受ける職員にあつては100分の95を、職務の級が6級の適用を受ける職員にあつては100分の96を、職務の級が1級から5級までの適用を受ける職員にあつては100分の98を乗じて得た額とする。</p> <p>24～25 省略 (55歳を超える職員に対する給料月額等の減額措置)</p> <p>26 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第28条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～22 省略 (給料の特例)</p> <p>23 <u>平成29年4月分から平成32年3月分までの職員(別表第1(その1)行政職給料表の適用を受ける職員(三田市民病院職員の職名に関する規程(平成21年三田市民病院事業管理規程第14号)別表第2に掲げる職務名の職員のうち、技術職員に属するものを除く。)</u>に限る。)の給料は、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による給料に、職務の級が7級の適用を受ける職員にあつては100分の95を、職務の級が6級の適用を受ける職員にあつては100分の96を乗じて得た額とする。</p> <p>24～25 省略 (55歳を超える職員に対する給料月額等の減額措置)</p> <p>26 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員及び付則第23項の適用を受ける職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>

職員等の旅費に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第28条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～4 省略 (日当支給の特例)</p> <p>5 <u>平成24年4月1日から平成25年3月31日までの職員の出張に対する旅費</u></p>	<p>第1条～第28条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～4 省略 (日当支給の特例)</p> <p>5 <u>平成29年4月1日から平成32年3月31日までの職員の出張に対する旅</u></p>

の日当は、別表の規定にかかわらず、支給しないものとする。
以下省略

費の日当は、別表の規定にかかわらず、支給しないものとする。
以下省略

三田市民病院事業管理者の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 省略 付 則 1 省略 (給料月額の特例) 2 <u>平成24年4月分から平成24年9月分までの</u>管理者の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額に100分の95を乗じて得た額とする。 以下省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 付 則 1 省略 (給料月額の特例) 2 <u>平成29年4月分から平成32年3月分までの</u>管理者の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額に100分の95を乗じて得た額とする。 以下省略</p>